

タンチョウとの共生検討に関する報告

目次

1. はじめに	… p.1
2. 地域住民からの要望	… p.4
3. 第1回タンチョウとの共生検討会議（平成27年1月28日開催）	… p.7
4. 第2回タンチョウとの共生検討会議（平成27年3月9日開催）	… p.9
5. 第3回タンチョウとの共生検討会議（平成27年11月12日開催）	… p.10
6. まとめ	… p.12
参考事例	… p.14

平成28年1月25日

長沼町タンチョウとの共生検討会議

1. はじめに

長沼町は、広大な石狩平野の低地帯に位置し、肥沃で作物に恵まれた農業地帯として発展してきた一方、北に夕張川および旧夕張川、南に千歳川という大河川が流れ、それら大河川につながる中小河川が縦横に走る地勢上、当町は開拓当初から約 60 回もの度重なる水害を経験している。これらの水害から、地域住民の生命と財産を守ることは、町の主要課題であり、これまで国や道をはじめ関係機関と連携の下、治水対策に取り組んできた。

そのような中、2005 年（平成 17 年）に千歳川流域の抜本的な治水対策として、堤防整備、河道掘削と併せ、流域の 4 市 2 町に総貯水容量約 5,000 万 m³ の遊水地群の整備を行う「千歳川河川整備計画」が策定された。

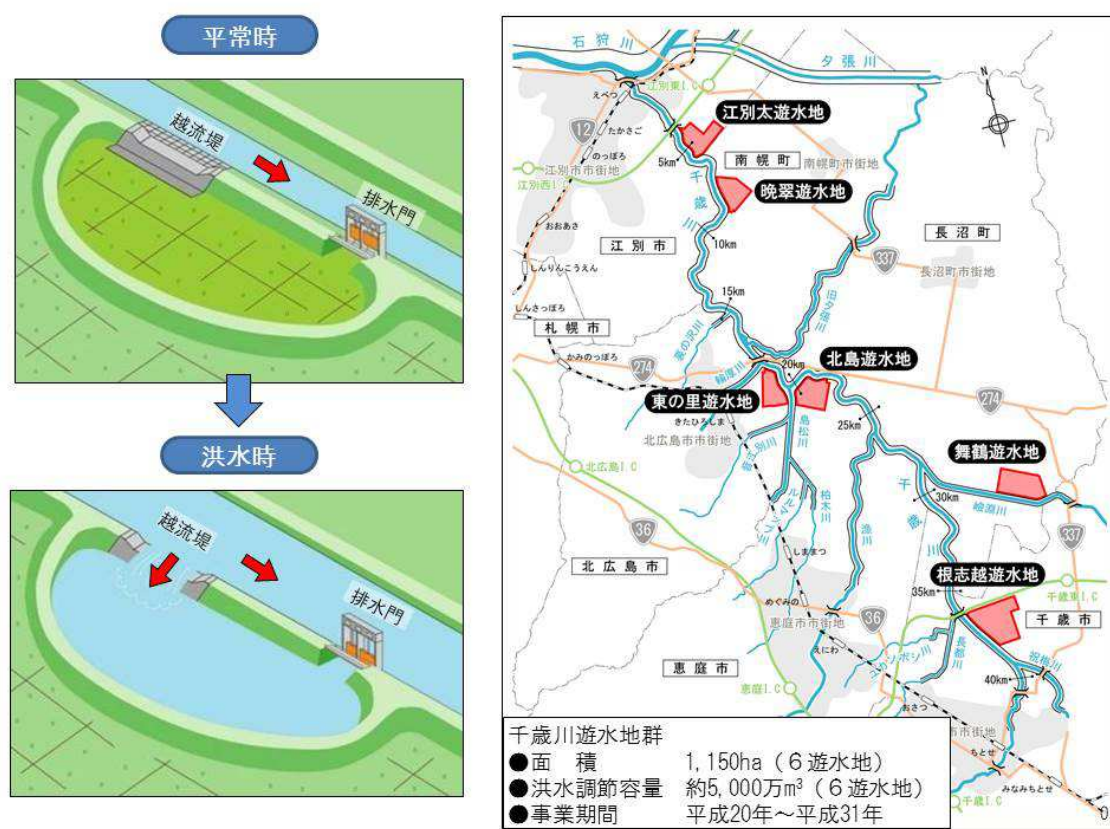


図-1 千歳川遊水地群の概要

嶮淵川右岸に位置する舞鶴遊水地（次頁写真）は、「千歳川河川整備計画」に基づく遊水地群のうち、最も早く 2009 年度（平成 21 年度）に工事着手となった遊水地であり、代々地元住民の方々が大切に守ってこられた約 200ha に及ぶ農地などの土地を、苦渋の決断により提供いただき、堤防延長 5.8k m、洪水調節容量 820 万 m³ の規模にて、2014 年度（平成 26 年度）末に完成したものである。

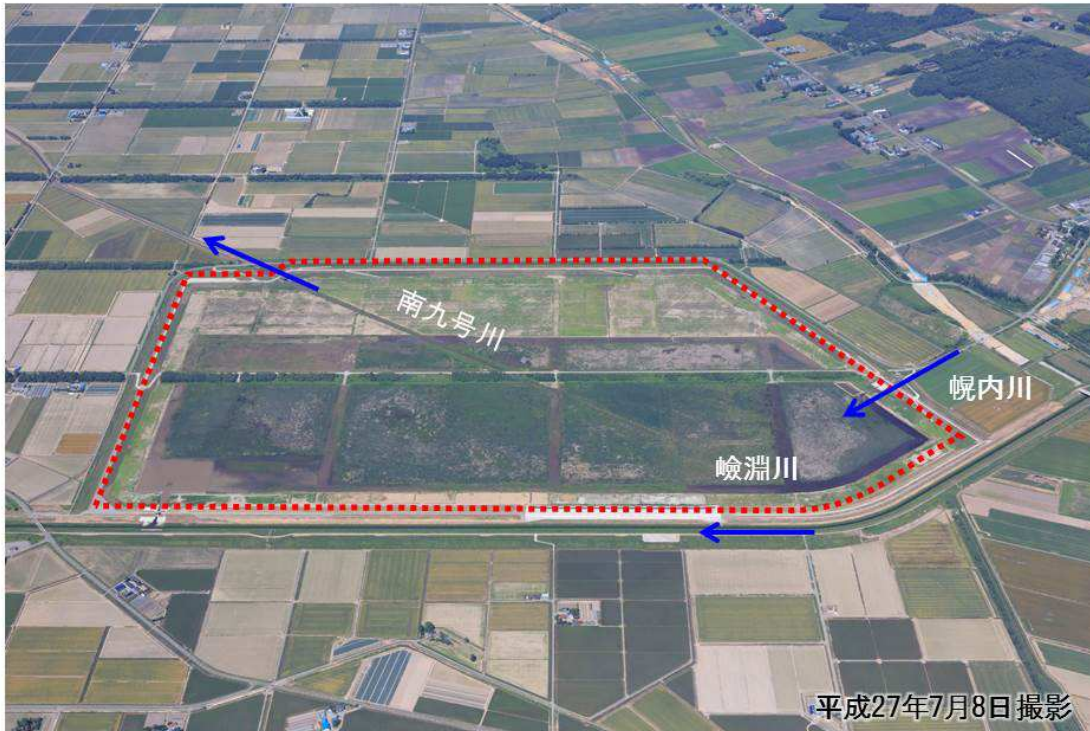


図-2 舞鶴遊水地の全景

この遊水地の利活用にあたり、長沼町においては、2009年（平成21年）に3つのゾーンに分けること等を含めた利活用計画を策定し、当時の石狩川開発建設部（現 札幌開発建設部）に遊水地整備に当たっての配慮を要請している。

2015年度（平成27年度）からの供用開始後は、利活用計画を踏まえ、遊水地内の北側については「地域の産業支援ゾーン」として採草地としての利用が開始されている一方、その他のゾーンについては「豊かな自然空間と風景ゾーン」の記述にもあるように、工事後の地盤の状況による利活用を検討すべき、とされていた。

利活用計画検討の基本的な考え方

- ①遊水地は治水施設であり、治水機能を損なわない形での利活用
- ②遊水地周辺は農業地帯であり、周辺農家への影響を考慮した利活用
- ③長沼町らしい農業地帯としての景観の創出を考えた利活用
- ④環境教育の学習の場やグリーン・ツーリズムなどの体験や交流の場としての利活用
- ⑤将来的な維持管理を考えた利活用

○地域の産業支援ゾーン

畜産業の振興など、新しい農業経営を支援するとともに、農業を基盤とした環境関連産業を支援する場として利活用することを考えます。

○環境学習と交流ゾーン

ビオトープ、環境水路などを環境教育や学習の場として利活用するとともに、グリーン・ツーリズム事業を支援する体験や交流の場として利活用することを考えます。(水辺広場、観察広場、ハスカップ農園、市民農園、修景としてのソバ畑、ドッグランなど)

○豊かな自然空間と風景ゾーン

豊かな自然空間を演出する植生を復元し、先人が築いてきた長沼町らしい美しい景観を次の世代へと受け継いでいく利活用が望ましいと考えますが、遊水地内の内水調整池部分は現在の地盤高より1.7m掘り下げのため、その部分については、工事後の地盤の状況により利活用を検討すべきと考えます。

図-3 H21.3 長沼町遊水地利活用計画検討委員会 答申書より抜粋

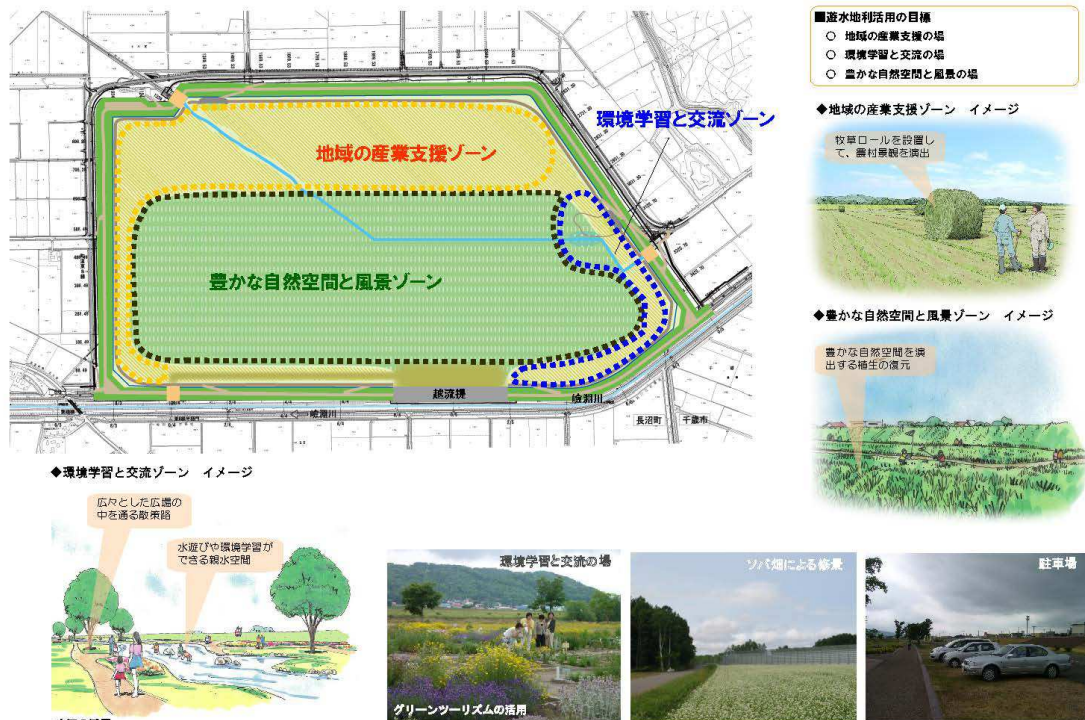


図-4 遊水地利活用構想図 (H21.3 長沼町遊水地利活用計画検討委員会 答申書)

2. 地域住民からの要望

2014年（平成26年）5月、町内の農業者を中心に設立された「舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会」より要望があった。概要は以下のとおりである。

- ・タンチョウの飛来・生息に適した環境創出を考慮した遊水地の整備
- ・タンチョウをシンボルとした地域ブランド力の発信によるクリーン農業および農業の6次産業化の推進
- ・遊水地を核とした新たな観光資源の基盤整備と振興
- ・町から国や道に対する各種事業の採択に向けた積極的な要望

1887年（明治20年）に長沼町の開拓が始まった当時は、大小、数多くの沼や湿地・湿原が多く、当時はタンチョウやマナヅルが多数生息していたことも記録に残っている。

また、1890年（明治23年）には当時の北海道庁が、千歳川沿いの沼や湿地帯を鶴の繁殖地として指定し、捕獲を禁じていたほか、現在も舞鶴という地区名や、舞鶴橋・繁殖橋・長沼舞鶴小学校などツルに由来する名称が残っている。

その後開拓が進み、沼や湿原が農地に変わるにつれ、ツルは長沼町から姿を消した一方、1985年（昭和60年）に舞鶴地区の水田でマナヅルが営巣・産卵したとの記録、2008年（平成20年）11月には舞鶴地区で刈り取り後の水田へタンチョウが1羽飛来、2009年（平成21年）3月には千歳市との境にあるネシコシ排水路にタンチョウが1羽飛来、2011年（平成23年）4月には夕張川沿いの農地へタンチョウが1羽飛来、2012年（平成24年）8月には工事中の舞鶴遊水地にタンチョウが2羽飛来したことが確認されたこと等を踏まえた要望であった。

一方、2015年（平成27年）1月、舞鶴遊水地の周辺住民より、以下の理由により、タンチョウとの共生によるまちづくりに反対する旨、要望があった。

- ①遊水地（調整池）としての本来の機能が損なわれる
- ②総合治水対策の一環として進められている南9号川改修工事の遅延
- ③飛来する鳥類による農作物の食害
- ④飛来する鳥類による鳥インフルエンザの発生で、健康風評被害が予見される
- ⑤飛来する鳥類の排泄物による土壌汚染、伝染病の媒介、雑草種子の持ち込み

上記のうち、町が確認したところによれば、②については、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所に対し、舞鶴遊水地の利活用検討による南9号川改修工事の進捗への影響は無いこと、⑤については、美唄市に対し、マガンやハクチョウが数多く飛来する宮島沼周辺でも特段の被害が報告されていないとのことであったが、推進派と反対派の双方の意見・要望を聞き取った上で、タンチョウとの共生によるまちづくりについて、メリット・デメリットの評価、課題への対応の方向性等、学識経験者や関係機関による科学的知見に基づく助言も交え、議論・検討する場が必要となった。そこで、地元住民、学識経験者、関係機関等からなる『長沼町タンチョウとの共生検討会議』（次頁）が設置された。

○長沼町タンチョウとの共生検討会議設置要綱（平成 26 年 12 月 19 日制定）

（設置）

第 1 条 北海道開発局が千歳川河川整備計画に基づき整備した舞鶴遊水地を核に、タンチョウをシンボルとしたタンチョウとの共生によるまちづくりの可能性について検討することを目的として、長沼町タンチョウとの共生検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

（検討会議の業務）

第 2 条 検討会議は、タンチョウとの共生によるまちづくりの可能性に関し必要な調査研究及び検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条 検討会議は、委員長及び委員 20 名以内をもって構成する。

2 検討会議は、委員長及び委員のほか、専門的知識を有する者(以下「アドバイザー」という。)の出席を求めることができる。

（委員長）

第 4 条 委員長は、専門的知識を有する学識経験者の中から町長が委嘱する。

2 委員長は、中立・公平な立場で会務を総理し、検討会議を代表する。

（委員）

第 5 条 委員は、舞鶴遊水地周辺の地域住民及び知識経験を有する者の中から町長が委嘱する。

（任期）

第 6 条 委員長及び委員の任期は、第 2 条の業務終了までの間とする。

（検討会議）

第 7 条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、その結果を公表するものとする。ただし、検討会議が非公表とする旨を議決した場合は、この限りではない。

（委員及びアドバイザー以外の者の出席）

第 8 条 委員長は、その必要があると認めたときは、検討会議に委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第 9 条 委員長は、タンチョウとの共生によるまちづくりの可能性に関する専門的な事項について調査研究及び検討させるため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

（事務局）

第 10 条 検討会議の事務局は、長沼町総務政策課に置く。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

○長沼町タンチョウとの共生検討会議委員名簿

赤坂 猛 (酪農学園大学 生物多様性保全研究室 教授) ※委員長
源内 孝一 (農業)
福島 幸二 (農業)
菊澤 巧 (農業)
逢坂 利一 (農業)
加藤 幸一 (農業)
永井 孝雄 (ながぬま農業協同組合)
菊地 博 (ながぬま土地改良区)
窪田 秀治 (南空知農業共済組合)
宇都宮 治 (長沼町酪農組合)
駒谷 信幸 (長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会)

※第3回～柳原寛氏に交代

石尾 正幸 (長沼町農業委員会)
森下 伸 (長沼町観光協会)
岩城 榮市 (長沼町商工会)
山田 文雄 (長沼町千歳川治水対策促進期成会)
四釜 則雄 (長沼町南9号川水害対策促進期成会)

※第4回～遠藤良章氏に交代

寺崎 義之 (長沼町馬追地区内水排除促進期成会)
菅原 壽 (長沼町生涯学習推進協議会)
佐々木 信雄 (長沼町議会議員)
柏 敏春 (舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会)

○アドバイザー

正富 宏之 (専修大学北海道短期大学名誉教授)
喜田 宏 (北海道大学特任教授人獣共通感染症リサーチセンター統括) ※第2回
中島 康博 (国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課石狩川総合水管理調査官)

※第3回～大塚健太氏に交代

一法師 隆充 (国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所副所長)

※第3回～田倉利浩氏に交代

小口 陽介 (環境省北海道地方環境事務所野生生物課課長)
関 健志 (公益財団法人日本生態系協会事務局長)
庄子 康 (北海道大学農学研究院森林政策学研究室准教授) ※第3回～
西川 洋子 (北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部生態系保全グループ研究主幹) ※第3回～
玉田 克巳 (北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部生態系保全グループ主査(生息地保全)) ※第3回～

3. 第1回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年1月28日開催）

町から各委員に対し、委嘱状交付の後、会議の主旨説明を行い、各専門分野のアドバイザーからの講義の後、各委員からのタンチョウの生態や遊水地の状況、国の機関の対応についての質問に対し、アドバイザーから説明がなされた。内容は次のとおりである。

タンチョウ生息数の推移、生息環境、定着条件について

- ・道東地域においては、湿原面積の減少や周辺環境に対応し、習性が変化している。
- ・現在の道東地域の生息数は、天然の餌が不足する冬期間の給餌により維持されている。
- ・今後発生が想定されるヤナギ等の木本や、既存の防風林により木陰ができることは望ましい。
- ・ヨシ等の植生が形成されれば定着の可能性がある。
- ・つがいに必要な縄張りは2～3km²で、遊水地の規模では1～2つがいが限度である。
- ・タンチョウの成鳥は、カラス、キツネ等の幼鳥の天敵に対しては十分対抗できるが、ゴミ投棄防止など危険要素を排除した環境づくりが必要。
- ・道東においては、採草地での機械作業事故は見られないが、交通・架線事故の方が懸念される。
- ・餌場の水質に毒性がなければ滞留水でも問題なく、周辺排水路も餌場となる。

舞鶴遊水地の状況について

- ・千歳川流域の他の遊水地と異なり、河川の流入等により常に湛水する区域があるため、湿地が形成される。
- ・冬期は雪に覆われ、一部を除き結氷すると考えられる。

国の機関の対応について

- ・洪水調節施設として必要な維持管理は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する。
- ・札幌開発建設部としては、ガン・カモ類の食害への意見等を踏まえ、周辺地域も含めてタンチョウとの共生についての合意形成がなされれば、協力は可能。
- ・環境省は、タンチョウの繁殖地及び越冬地の分散を図ることにより、タンチョウが自然状態で安定的に存在できるような状態になることを目指し、2013年（平成25年）に「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定した。遊水地におけるヨシの植栽等の環境整備を主体的に実施することは困難だが、地元の方々や関係機関等と協力しながら推進は可能。

その他の意見・要望等

- ・これまで協力してきた地元住民の心情としては、水害対策を最優先に考えるべき。
- ・鳥インフルエンザへの懸念が大きい。
- ・先進的な夢のある取組も重要だが、進めるにあたっては合意形成等の段階を踏むことが必要ではないか。
- ・タンチョウ定着のためではなく、前段階としての議論の場とすべきではないか。



写真-1 第1回長沼町タンチョウとの共生検討会議



写真-2 第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議

4. 第2回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年3月9日開催）

喜田宏北海道大学特任教授（人獣共通感染症リサーチセンター統括）をアドバイザーとして迎え、鳥インフルエンザについて講義をいただいた。

その後、今後の進め方やタンチョウとの共生について意見交換が行われ「舞鶴遊水地の治水機能に影響なく環境づくりが可能か」及び「渡り鳥による食害など、農業への影響」について、引き続き、検討を行うことが確認された。主な内容は次のとおりである。

鳥インフルエンザについて

- ・道内では、鶏での発生はなく、野生のカモ類からも近年発見されていない。
- ・道内でも鶏への感染の可能性はゼロではない。しかし、万が一発生したとしても、家畜保健衛生所では発生に備え訓練を行っており、1羽でも高病原性インフルエンザウイルスに感染した鳥が入り込めば、農場全体殺処分の措置を取るよう法に基づき対処するとともに、養鶏農家にも補償金が支払われ、養鶏を再開している。安心してよい。

今後の進め方について

- ・期待される効果としては、未利用空間の有効活用や維持管理による機能維持、遊水地をフィールドとした環境学習、長沼町の知名度アップ・観光客誘致、安心・安全な農産物のPR・新たなブランド化、人の目による不法投棄の回避等がある。
- ・渡り鳥はウトナイ湖と宮島沼間にあり、飛来は致し方ない。
- ・自然な推移に任せるのか、積極的に手を打って呼び込むのか。
- ・道東地域のように給餌により定着させることは適切では無いのではないかな。
- ・まずは生息環境を整備することにより、グリーン・ツーリズム事業で活用してもらい人の目につくことで、不法投棄も防止できるのでは。
- ・自然に任せれば、今後は水面よりも湿地が多くを占めるのではないかな。
- ・自然推移で、タンチョウが定住に適した状況に必ず変化するとは限らない。
- ・治水に影響のない範囲で手を加えることにより、タンチョウが住める環境になり得る。今後、そのための技術的検討や住民理解が必要となってくる。
- ・タンチョウとの共生を望むが、本来の遊水地機能を損なわないのが第一である。
- ・子供たちの環境教育の場としても期待している。
- ・遊水地に多くの地元住民が農地を提供しているが、タンチョウとの共生の話題に戸惑う人もいる。地元住民に詳しく説明する機会を持ってもらいたい。
- ・低いエリアは毎年のように水没が予測されるため、前提条件とする必要がある。
- ・遊水地は治水機能としての設置を大前提としているため、機能を変えることなくどのように整備できるか検討していかなければならない。
- ・渡り鳥の飛来による食害に対応できる仕組みが必要ではないかな。
- ・美唄市の食害対策についての話があったが、確認願いたい。
- ・仮に地域の理解が得られタンチョウが生活できるように整備する場合、治水機能に影響させない環境整備を見極めていけばよいのではないかな。

5. 第3回長沼町タンチョウとの共生検討会議（平成27年11月12日開催）

前回までの検討課題となっていた「舞鶴遊水地の治水機能に影響なく環境づくりが可能か」について札幌開発建設部による検討結果の報告及び「渡り鳥による食害など、農業への影響」についての美唄市および鶴居村への聞き取り調査結果の報告とともに、町民アンケートの実施についての検討が行われた。主な内容は次のとおりである。

舞鶴遊水地の治水機能に影響させない範囲でのタンチョウ生息環境構築の可能性

- ・全体として、春～秋のエサ場や営巣地としての環境は良好だが、冬は厳しいということか。
- ・十分な数の水生動物が生息し、最大水深 30cm 程度、10m 四方程度の水面があれば、タンチョウのエサ場となり得るとのことだが、地元住民の多くは「タンチョウを誘致するために広大な水面を作るのでは」と懸念しており、認識のギャップがあると思う。
- ・現在の水面は約 2ha。今後、植生の繁茂に伴い、開放水面は縮小すると考えている。
- ・舞鶴遊水地のすぐ傍に住んでいるが、遊水地ができて以来、春と秋の渡りの季節には夜中に渡り鳥の鳴き声がうるさくて眠れない。夜中じゅうずっと鳴いている。自然に来る物はしかたないが、これ以上舞鶴遊水地に手を加えることによって、渡り鳥を増やさないでほしい。

鳥類による食害および対策の事例報告について

- ・舞鶴遊水地が整備される前からハクチョウ等は、長沼町の農地に飛来していた。
- ・長沼町でもハクチョウ等による麦の食害はある。
- ・春の食害について、秋まき小麦は根こそぎ食べられなければ、追肥することにより例年どおりの収穫量が得られた経験がある。
- ・タンチョウの食害ではなく、渡り鳥の食害への懸念が多く出された。タンチョウとの共生検討とは別問題であると考えことから、他の野生鳥獣による被害への対策も含め、町として対策をとる中で農家の方々の不安が払拭されるのでは、と考える。

鳥類調査について

- ・水鳥の利用形態は、開放水面に影響される部分が大いと思う。現在、植生への遷移が進んでいることから、札幌開発建設部には、今後もモニタリングを継続してもらいたい。

舞鶴遊水地に関するアンケート調査について

- ・今後、長沼町の広報に折り込み、実施したい。

その他

- ・子ども達が身近に自然に触れることのできる場としての検討を前向きに進めてほしい。
- ・次回の会議で今後の方針を決定したい。



写真・3 第3回長沼町タンチョウとの共生検討会議

6. まとめ

これまで3回にわたり開催されてきた長沼町タンチョウとの共生検討会議における議論について、以下にまとめる。タンチョウとの共生によるまちづくりを目指すことにより期待されること（メリット）と懸念されること（デメリット）をそれぞれ抽出した。

懸念されること（デメリット）

①舞鶴遊水地の治水機能に影響なくタンチョウ生息のための環境構築が可能か
（今後の見通し）

開放水面には、タンチョウのエサとなる魚介類や底生動物が確認されている。

タンチョウの巣材に適するヨシ及びスゲ類の遊水地内における分布は少ない状況だが、今後分布域が広がる可能性がある。

遊水地内の開放水面や植生変化等についてのモニタリングは札幌開発建設部が行う。

治水機能に影響ない範囲で、必要に応じてエサ場の創出やタンチョウの営巣に資するドライエリアの創出等の実験的取組は可能。

②飛来する鳥類による食害の影響はないのか
（今後の見通し）

遊水地の規模は、タンチョウの生息環境として考えれば1~2つがいが限度であり、タンチョウによる周辺農地等への大規模な食害につながる恐れは小さい。

舞鶴遊水地の整備前から、長沼町内で渡り鳥による食害はあったが、具体的に町による調査への地元からの報告には上がってきていない。今後は被害状況と併せ、報告の内容に応じて対策を検討する必要があると考えられる。

遊水地の竣工直後は、雪解け水を含む広大な開放水面が広がったことにより、多くの渡り鳥が飛来したが、今後、植生の繁茂に伴い、水面の縮小および渡り鳥飛来数の減少が想定される。

③渡り鳥による鳥インフルエンザの発生への懸念
（今後の見通し）

タンチョウ飛来による鳥インフルエンザの危険が増すことは考えられない。

現時点で、道内での鶏の感染は確認されていないが、渡り鳥から鶏への感染は可能性としてゼロではない。仮に、渡り鳥から鶏への感染が起こった場合、日本では法に基づく防疫体制が整備されており、感染拡大を防ぐ目的から、当該農場内の鶏は殺処分となるが、制度上、農家への補償はされており、営業再開も可能である。また、町および関係機関の連携の下、適切な措置をとり、風評被害の防止に努める。

期待されること（メリット）

①農産物のブランド化（環境に配慮した安全・安心な農産物をPR、新たな加工品）

②観光面での活性化（自然観察、グリーン・ツーリズム、インフラツーリズム、景観PR）

③学習の場としての活用（町内外の学校の環境・歴史・文化の学習、研究機関の題材）

④不法投棄の防止（人の目を増やすことによる景観保全の効果）

前述のとおり、懸念されていること（デメリット）に対しては、遊水地の治水機能を維持し、多数のガン・カモ類のねぐらとなり得る開放水面を現状よりも大きく広げないことを前提とした上で、タンチョウの生息のための環境構築は可能であるとの見通しが示されている。

なお、遊水地周辺への渡り鳥の飛来状況等については、遊水地の管理者である札幌開発建設部、住民対応の窓口である町、その他の関係機関による連携の下で、一定期間の継続的調査（モニタリング）が必要と考えられる。また、タンチョウの生息のための環境構築に当たっては、遊水地内でタンチョウの餌となり得る水生動物や巣材となる植物の分布状況等を調査しつつ行うことが原則であり、研究機関や学識経験者などの協力も重要と考えられる。

希少鳥類との共生によるまちづくりについては、国内の先進事例である兵庫県豊岡市におけるコウノトリとの共生の取組、新潟県佐渡市におけるトキとの共生の取組などが参考となると考えられる（次頁参照）。

また、遊水地の利活用において、環境省の施策として推進している「タンチョウ生息地分散行動計画」の取組に資することは、公益性という点からも有力な選択肢の一つと考えられる。

翻って期待されること（メリット）については、可能性として想定される項目は、実現性の有無を問わなければ無限に出てくると思われる一方、国内の先進事例を見ても「できる所からコツコツと」行うのが常識的と考えられる。

言い換えれば、具体的な検討を行う際には、地元の懸念に対して配慮するのは当然のこととして、活動主体、地域住民の代表、関係行政機関、学識経験者等の多様な主体が参画する枠組みの中で「何を目標とし、誰が何を担当し、どのように実行に移すのか」について議論を深めた上で「合意形成の得られたものから実行に移す」という手順を踏まえることが前提である。

以上の前提条件を踏まえた上で取り組むことにより「長沼町におけるタンチョウをシンボルとしたタンチョウとの共生によるまちづくり」は可能となる、と考えられる。

【参考事例1】

兵庫県豊岡市におけるコウノトリとの共生の取組

1) 年表

- 明治中期 狩猟解禁により乱獲。生息地が但馬地域（兵庫県北部）のみとなる。
昭和中期（戦中～戦後） 木材伐採による営巣環境悪化、農薬使用による餌環境悪化
1971年 野生のコウノトリが豊岡盆地において絶滅
1989年 ロシアから寄贈されたペアが人工飼育下で繁殖成功
1999年 兵庫県立コウノトリの郷公園が開園
2002年 コウノトリ野生復帰推進協議会（国、県、豊岡市、団体ほか）の設立
2003年 コウノトリ野生復帰推進計画の策定
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会の設立（「～推進協議会」から改組）
2005年 試験放鳥の開始
2007年 放鳥コウノトリのヒナ誕生・巣立ち

2) 制度・政策

- ・「コウノトリ育む農法」の推進 “おいしいお米とさまざまな生き物を同時に育む”
（無農薬または減農薬（7.5割減）、化学肥料の栽培期間中不使用、
早期湛水、深水管理、中干し延期、冬期湛水 等）
- ・「コウノトリの舞」ブランドの農産物・農産加工品の認定
（県の減農薬・減化学肥料・HACCP 認証である「ひょうご安心ブランド」の適用）

3) 環境整備

- ・湿地・ビオトープの設置
（地域住民、NPO、企業と連携し創出）
- ・人工巣塔の設置
（ファンクラブや地元商工会の支援により、高さ約 12.5m の塔を設置）
- ・円山川における自然再生事業
（国交省による湿地の再生、河川と水田・水路との連続性の再生）

4) 普及啓発・地域振興

- ・コウノトリツーリズムの推進
（温泉や城下町観光と併せ、野生復帰活動への貢献やまちづくり体験をプログラムに）
- ・環境教育の推進
- ・コウノトリ基金の運営（ふるさと納税、募金等）

（※以上、豊岡市、兵庫県、国交省、JA但馬ウェブサイトより引用）

【参考事例2】

新潟県佐渡市におけるトキとの共生の取組

1) 年表

明治時代の乱獲、戦中～戦後の森林伐採、農薬使用により生息数が減少

1967年 旧トキ保護センターを開設

1981年 野生トキ5羽の一斉捕獲

1999年 中国から贈呈されたペアに、人工飼育下でヒナ誕生

2004年 トキ保護増殖計画（環境省）の策定

2008年 試験放鳥の開始

2011年 放鳥トキのヒナ誕生、世界農業遺産の認定

2) 制度・政策

・「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」によるコメ作りの推進（JA 佐渡）

（減農薬・減化学肥料（5割減）、冬期湛水、江（え）・魚道・ビオトープの設置等
年2回の田んぼの生きもの調査 等）

3) 環境整備

・生息環境の整備

（行政、住民、NPO 等による餌場復元やビオトープづくり、里山の保全活動）

4) 普及啓発・地域振興

・佐渡市トキ環境整備基金の運用

（寄付金、朱鷺と暮らす郷づくり米の売上の一部）

・環境教育の推進

（※以上、佐渡市、新潟県、環境省、JA佐渡ウェブサイトより引用）